

令和2年度 第4回 常設審議委員会 次第

日時 令和2年7月17日(金)13時30分～
場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

1 開会

[メモ]

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 質問・意見聴取

- 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 承認

- 令和2年度第2回常設審議委員会の開催結果に関する承認について

6 報告

- 令和3年度農業関係税制改正に関する要望について
- 令和2年度第1次補正予算・第2次補正予算について(農業関係のみ)
～持続化給付金・経営継続補助金・家賃支援給付金～
- その他(北海道農政部農業経営局農地調整課より報告)

7 協議

- 令和3年度農業政策・予算に関する要望について
- その他

8 閉会

次回 令和2年度第5回常設審議委員会は、令和2年8月25日(火曜日)開会時間は、13:30です。

場所は、第二水産ビル4階4F会議室です。(予定)

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

令和2年度第2回常設審議委員会の開催結果に関する承認について

1. 経過

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、常設審議委員会運営規程（以下「運営規程」という。）の改正により、書面開催による開催手法を追加するため、書面理事会を開催。

しかしながら、基準日が5月11日であったことから、書面開催まで準備期間が短く、対応が困難と判断した結果、運営規程（改正後）第2章災害時等の特例として、会長・副会長・専務理事のみにより開催をしたところである。

なお、本承認については、運営規程第15条の規定に基づき行うものである。

【参考】

一般社団法人北海道農業会議 常設審議委員会運営規程
第2章 災害時等の特例

（災害時等の会議の開催等の特例）

第12条

自然現象や人為的な原因等によって人命や社会生活に被害が生じた場合（以下、「災害」という。）において、その災害の発生による交通機関の途絶又はその災害に起因する国あるいは地方公共団体からの集会の制限等が発出され委員会がその対象となったこと等により、委員を招集して委員会を開催することが困難又は不適当であると会長が判断した場合（以下、「災害時等」という。）においては、定款第44条、本規程第4条および第5条の規定に関わらず、会長、副会長および専務理事が第2条に掲げる事項を審議するものとする。

（略）

（災害時等の議決結果の報告）

第15条

前条の場合において、会長は、委員会に付議された事項とその議決内容について遅滞なく全ての委員に対して通知するとともに、直近に招集する第4条に定める委員会の会議にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2. 開催結果

1) 出席者

| 議席 | 氏名 | 所属・役職 | 出欠 | 備考 |
|----|-------|----------------------|----|----|
| 1 | 多田 正光 | (一社) 北海道農業会議 代表理事長 | ○ | |
| 2 | 小林 政幸 | (一社) 北海道農業会議 代表理事副会長 | × | |
| 3 | 中谷 敏明 | (一社) 北海道農業会議 代表理事副会長 | ○ | |
| 25 | 佐久間 亨 | (一社) 北海道農業会議 専務理事 | ○ | |

出席議員 3名 / 欠席議員 1名

2) 議事録署名者

多田会長/中谷副会長/佐久間専務理事

3) 議決結果

- ① 農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第4項の規定に基づく諮問について

全件、許可相当と決定。

② 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について

| 支庁名 | 諮問件数 | 許可相当件数 | その他件数 | 質問・意見等 |
|-------|------|--------|-------|--------|
| 空知 | 1 | 1 | — | 異議なし |
| 石狩 | — | — | — | |
| 後志 | — | — | — | |
| 胆振 | — | — | — | |
| 日高 | — | — | — | |
| 渡島 | — | — | — | |
| 桧山 | — | — | — | |
| 上川 | — | — | — | |
| 留萌 | — | — | — | |
| 宗谷 | — | — | — | |
| オホーツク | — | — | — | |
| 十勝 | — | — | — | |
| 釧路 | 1 | 1 | — | |
| 根室 | — | — | — | |
| 合計 | 2 | 2 | — | |

③ 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

| 支庁名 | 第4条 | | | 第5条 | | | 質問・意見等 |
|------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|---------------|-----------------------------|
| | 意見 聴取 件数 | 許可 相当 件数 | その 他 件数 | 意見 聴取 件数 | 許可 相当 件数 | その 他 件数 | |
| 空知 | — | — | — | 8 | 8 | — | 議事参与制限 5条案件 帯広市 中谷副会長 |
| 石狩 | — | — | — | 3 | 3 | — | |
| 後志 | — | — | — | — | — | — | 4条：異議なし 5条：異議なし |
| 胆振 | — | — | — | 2 | 2 | — | |
| 日高 | 1 | 1 | — | 5 | 5 | — | |
| 渡島 | 1 | 1 | — | 2 | 2 | — | |
| 桧山 | — | — | — | — | — | — | |
| 上川 | — | — | — | — | — | — | |
| 留萌 | — | — | — | 4 | 4 | — | |
| 宗谷 | — | — | — | 1 | 1 | — | |
| ホーツク | 3 | 3 | — | 5 | 5 | — | |
| 十勝 | 1 | 1 | — | 7 | 7 | — | |
| 釧路 | — | — | — | 2 | 2 | — | |
| 根室 | 1 | 1 | — | 6 | 6 | — | |
| 合計 | 7 | 7 | — | 45 | 45 | — | |

④ 令和3年度農業政策・予算に関する要望書の決定について

主な意見

○ 要望内容の表現の修正

「経営安定対策や収入保険制度の浸透や6次産業化の取組に対する支援」(旧)

「経営所得安定対策の拡充や、収入保険制度の浸透、6次産業化の取り組みに対する支援などに関連する予算を」(新)

○ 11月までに上京できるのであれば、上京して要請を行うということも検討

○ 6月3日に予定していた農業者年金の農林水産省の意見交換を延期

⑤ その他

令和2年度第3回常設審議委員会を書面で開催する方向を決定

令和3年度 農業関係税制改正に関する要望（地方農業委員会連合会からの意見とその対応）

| 地区 | 意見 | 対応 |
|-------|---|--|
| 空知 | 相続税・贈与税の特例農地等を土地収用該当事業で譲渡する場合は、猶予期限確定に伴う利子税を免除すること。 | 要望内容に反映します。 |
| 空知 | 相続税の基礎控除の引き下げに伴う、農業後継者への相続に対し特別控除等の新たな制度を創設すること。 | 個人版経営継承税制が創設されています。 |
| 空知 | 農地流動化の促進を図るために譲渡した場合の所得税特別控除額を5千円に引き上げること。 | 概算取得費の引き上げという形で要望しております。 |
| 空知 | 農地中間借り事業により、担い手に農用地を譲渡した場合の所得税特別控除額を5千万円とすること。 | 概算取得費の引き上げという形で要望しております。 |
| 空知 | 農業経営基盤強化準備金について、後継者である子供に経営移譲した場合には、引き継ぎ可能となる扱いとすること。 | 青色申告・消費税などの事業主が納税する税制は、親子間で事業を経営継承しても引き継ぎの対象とはされません。（青色申告の場合は、事業の開始届と廃止届、消費税の場合は、課税事業者の選択届。）そのため、準備金を引き継ぐという部分については、単純な要請では実現の可能性が低いと考えます。検討するべきとは考えますが、理論の整理を行うことが必要です。 |
| 空知 | 農業経営基盤強化準備金を活用できる農業用資産に、中古機械、運搬車両も対象にすること。 | 要望内容に反映します。 |
| 空知 | 免税軽油・準備金・登録免許税・不動産取得税等農業経営に大きく影響する減税措置を恒久化すること。 | 要望内容に反映します。 |
| 石狩 | 軽減税率および特例の継続と軽減控除幅の拡大 | 要望内容に反映します。 |
| 日高 | 適用期限の到来する特例措置について、引き続き延長をいただくよう要望する。 | 要望内容に反映します。 |
| オホーツク | 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権移転登記における登録免許税率の軽減措置の延長 | 要望内容に反映します。 |
| オホーツク | 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の特例措置の延長 | 要望内容に反映します。 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| <p>平成27年1月1日以後の相続から相続税の基礎控除が引き下げられ、課税対象者が以前より増えている。これにより、農地を手放さなければ納税できなくなる者も出てきており、農地の分散を防止するためにも、農地等の農業用資産を相続した場合には、基礎控除額を引き上げるか、全額控除するなどの特例を創設されたい。</p> | <p>また、相続税の課税強化に伴い、贈与による農業用資産の譲渡を検討するケースが増加しているが、贈与税の基礎控除額が110万円しかないことから、現時点では贈与による円滑な農業用資産の継承も困難である。あわせて、農業用資産に対する贈与税の免除、もししくは、基礎控除額の引き上げを引き続き求める。</p> <p>特に北海道においては、より効率的な農業経営を行うべく、農業経営の規模拡大を図ってきており、農地や大型農業用機械・倉庫等の農業用資産が増加しており、これら全てを負担なく後継者へ継承していくければ、農業経営は根底から崩れ、食糧の安定供給ができなくなる。</p> | <p>農業用資産については、制度が創設されたことにより、相続対策が講じられています。</p> <p>そのため、相続の問題は、農地に限定されることになりますが、農地の相続税評価額を考慮した場合、現在の基礎控除額の3,000万円で大半の経営体には、支障がないと思われます。</p> <p>従いまして、実際に3,000万円を超える方々の評価額と面積、件数をお示しください。</p> | <p>農業用資産については、制度が創設されたことにより、相続対策が講じられています。</p> <p>そのため、相続の問題は、農地に限定されることになりますが、農地の相続税評価額を考慮した場合、現在の基礎控除額の3,000万円で大半の経営体には、支障がないと思われます。</p> <p>従いまして、実際に3,000万円を超える方々の評価額と面積、件数をお示しください。</p> |
| <p>オーラーク</p> | <p>国税・登録免許税 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（措法第77条20/1,000 10/1,000）を継続していただきたい。</p> | <p>農業用施設用地の固定資産税の特別について要望を検討します。</p> | <p>国税・登録免許税 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（措法第77条20/1,000 10/1,000）を継続していただきたい。</p> |
| <p>檜山</p> | <p>農地の固定資産税については、一般農地、市街化区域農地において同様な税負担の調整措置が取られているが、農業用施設の土地については宅地扱いとなり、所在地により路線価方式又は標準地比準方式で評価される。</p> <p>また、市街化調整区域内の農地も開発行為が制限され、固定資産税の扱いは一般農地に含まれており、税負担の調整措置が取られない。</p> | <p>農地の固定資産税の特別について要望を検討します。</p> | <p>農地の固定資産税については、一般農地、市街化区域農地において同様な税負担の調整措置が取られているが、農業用施設の土地については宅地扱いとなり、所在地により路線価方式又は標準地比準方式で評価される。</p> <p>また、市街化調整区域内の農地も開発行為が制限され、固定資産税の扱いは一般農地に含まれており、税負担の調整措置が取られない。</p> |
| <p>十勝</p> | <p>しかし、宅地については調整措置がなく、市街化区域が近いものは、農村地区の宅地と比べると固定資産税が高くなり負担が大きくなる。</p> | <p>よって、農地と同じく、農業用施設で使用する土地の固定資産税においても同様の措置を要望する。</p> | |

令和3年度農業関係税制改正に関する要望

令和 2年 6月 22日
一般社団法人 北海道農業会議
代表理事長 多田 正光

北海道農業は、これまで担い手への農地の集積を通じ、大規模で専業的な経営を育成することにより、生産性が高い農業生産を営み、本道の経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。

今後も持続可能な力強い農業経営の実現を図るためにには、農業者の努力のみでは解決できない税制上の問題を解決していくことが必要である。

そのため、令和3年度農業関係税制改正にあたり、下記の事項の実現を要望する。

記

1 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の移転登記の税率の軽減

利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の移転登記に伴う登録免許税の軽減措置について恒久化すること。

《租税特別措置法第77条》

2 農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置

農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地の不動産取得税の課税標準の算定の特例措置（当該土地の価格の3分の1に相当する額）について恒久化すること。

《地方税法附則第11条第1項》

3 軽油取引税の課税免除の特例措置

地方税法附則第12条の2の7第4号に規定される軽油取引税の課税免除の特例措置について恒久化すること。

《地法附則第12条の2の7第4号》

4 農業経営基盤強化準備金制度

農業経営基盤強化準備金は、人・農地プランに位置付けられる中心経営体への農地の集積・集約化の実現に対し、積極的に寄与している制度である。

また、経営改善計画に基づく計画的な経営改善を現実のものにするための制度であり、担い手の育成と経営の改善に必要な施策である。

そのため、本準備金制度について恒久的な制度とすると共に、経営改善計画に基づかない農業用機械の導入における準備金の取り崩し要件の撤廃、並びに現在対象とされていない中古の農業用機会を対象とすること。

また、酪農・畜産・園芸経営の計画的経営改善の実現のため、これらの経営体も対象とした制度とすること。

《租税特別措置法第24条の2
第24条の3
第61条の2
第61条の3
第68条の64
第68条の65》

5 個人版事業承継税制

農業後継者が親から経営の継承を受けるにあたり、個人版事業承継税制が構築されたことにより、一定の事業承継については、対策が講じられたところであるが、畜産経営等において、農業用資産への投資を行っている農業経営においては、多額の負債を有しているケースが見受けられる。

個人版事業承継税制では、特定事業用資産の贈与に限定されていることから、こうした経営においては、継承する親には、負債のみが残り、その後の償還に支障を生ずることが想定される。

そのため、個人版事業承継税制の検証を行うと共に、家族経営の円滑な継承に向けた新たな税制上の仕組みや資金対応等について検討すること。

《租税特別措置法第70条の6の8》

6 農地の譲渡に関する概算取得費（改正）

農地の売却を行う際に、取得費が不明な場合に用いる概算取得費について、租税特別措置法第31条の4の規定により5／100とされているが、農業経営を行うにあたり農業者は、所有しているのうちに対し生産力の向上や、優良農地として維持・保全のための基盤整備などの投資を行うことから、概算取得費以上の経費を費やしている状況にある。

また、青色申告が普及していなかった昭和末期から平成初期においては、現在の農地価格よりも高額な価格で取得しているながらも、記録がないことにより、比較的低額な概算取得費により農地売買を行う事例も見受けられる。

そのため、こうした優良農地については、次世代の担い手へ適切に所有権移転を行い、限られた資源である農地利用の最適化を促進する観点から、租税特別措置法第30条に規定される山林と同等の50／100の概算取得費控除の対象とすること。

《租税特別措置法第31条の4》

7 相続税・贈与税の納税猶予にかかる特例農地の譲渡の特例

相続税・贈与税の納税猶予の特例農地について、土地収用等において、所有権移転が行われる場合は、本人の意思と関係なく、所有権移転が行われるものであることから、猶予期限確定に伴う利子税について特例措置を設けること。

《租税特別措置法第70条の6》

8 農業用施設用地における固定資産税の特例

酪農経営などの畜産経営について、規模拡大により所有する農業用施設用地が増大していることを踏まえ、農業用施設用地として利用している土地における固定資産税の特例措置を設けること。

《地方税法第343条》

《特別定額給付金》

4月27日時点で住民基本台帳に記録されている人に
10万円給付

《持続化給付金》

2020年1～12月のうち、任意のひと月において、
前年同月比で、50%以上売上が減少しているに場合に、個人100万円まで、法人200万円まで給付

《家賃支援給付金》

2020年5～12月において、任意のひと月において、
前年同月比で、50%以上売上が減少している、または、
連続する3カ月の売上が前年同期比で30%以上減
少している場合に、農地の賃貸料（月額）に基づき
算出される給付額（月額）の6倍（6カ月分）を給付

《経営継続補助金》

感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓、事業
継続・転換のため、機械・施設の導入等を行う場合の
支援
個人申請 最大 150万円（補助率 3/4）
共同申請 最大1,500万円（補助率3/4）

《農業労働力確保緊急支援事業》

入国制限等により技能実習生等が来られなくなった場合などにおいて、
代わりの人才を雇用した際の経費の支援

| | |
|-----|---------------------|
| 交通費 | 3万円/月以内 |
| 宿泊費 | 6,000円/泊以内 |
| 保険料 | |
| 労賃 | 500円/時間以内（10時間/日以内） |

《高収益作物支援交付金》

次期作に前向きに取り組む生産者にたいし、種苗等の資材購入や機
械レンタル等を支援

| | |
|-------|------------|
| 定額支援 | 10a当たり 5万円 |
| 施設花き等 | 10a当たり80万円 |
| 施設果樹 | 10a当たり25万円 |

《肉用子牛流通円滑化等緊急対策》

生産者団体が策定した計画に基づいて、生産者がやむを得ず肉用子
牛の出荷調整を行う場合に、飼料費等を支援

《野菜価格安定対策事業》

《優良肉用子牛生産推進緊急対策事業》

《労働力不足の解消に向けたスマート農業実証》

令和3年度農業政策・予算に関する要請活動について

1. 経過

新型コロナウイルス感染症の影響により、6月3日に開催を予定していた「北海道選出国会議員要請集会」の開催を中止、それにより、「令和3年度農業政策・予算に関する要望書」については、6月上旬に郵送による要請を実施したところである。

新型コロナウイルス感染症の関係については、5月末に政府による「緊急事態宣言」の解除、6月から、道による自粛要請も段階的に解除された状況にあることから、新型コロナウイルス感染症の状況を見て、7月開催の第4回常設審議委員会において、上京した上での要請活動の実施について検討するものとする。

2. 実施時期

令和 2年 8月 6日（木）

3. 実施方法

衆・参国會議員会館議員室を訪問することによる要請

※ 別紙1 開催要領（案）参照

4. 実施者

会長・副会長・専務理事・担当職員

なお、この機会に、各地方農業委員会連合会の要望書も合わせて要請を希望される場合は、参加を希望する地方連の代表の方も含めます。

※ 希望者については、各農業委員会等で旅費負担をお願いします。

※ 大人数とならないよう、各地方連からは2名程度を限度とします。

5. 参加希望の方法

各地方連事務局又は各農業委員会事務局と協議の上、参加の可否について、別紙によりご回答ください。

6. 7月における新型コロナウイル感染症の上京

7月9日から7月12日、東京都において、4日連続で200人超えの感染。

北海道庁、例年7・8月に実施している上京しての要請活動を取りやめ、書面による要請へ変更。

7. 今後の対応

「令和3年度農業政策・予算に関する要請活動」については、6月8日に郵送において、要請活動を実施していること。

鉢呂参議院議員より、要望書に関する国の回答書を受領していること。

新型コロナウイルス感染症の国内、特に東京都での感染状況が、再び拡大してきていること。

以上のことから、上京して対面での要請活動を見送るものとする。

8. 来年度の日程について

【全国農業委員会会長大会】

開催日程：令和3年5月25日（火）12:30～

開催場所：渋谷公会堂

東京都渋谷区宇多川町1-1

※ 例年開催している文京シビックホールが改修工事のため、今後3年間利用ができないこと、日比谷公会堂については、改修工事の予定はあるが、未着工の状況のため、利用ができないことから、規模と都内での開催を検討した結果、渋谷公会堂となった模様。

【北海道選出国会議員要請集会】

開催日程：令和3年5月26日（水）9:00～11:35

開催場所：星稜会館

東京都千代田区永田町2-16-2

※ 令和元年度までは、全国大会の午前中に開催をしていたが、会場の都合と移動時間を考慮して、当面の間、全国大会開催の翌日午前中の開催とする。

原宿

東京メトロ千代田線

明治神宮前 (原)

代々木公園イベント広場

413

ド店

織田フィールド

NHKホール

国立代々木競技
場 第一体育館

ミリーマート

渋谷NHK前店

tal Beauty Program

渋谷税務署前

NHKみんなの広場

ふれあいホール

NHK視聴者が公開…

ティリーヤマザキ
渋谷区神南店

LINE CUBE SHIBUYA

渋谷教育学園渋谷中高

松濤舎

神南小

渋谷 チェルシーホテル

タワーレコード

VR PARK TOKYO
SHIBUYA

渋谷ロフト

銀座 渋谷店

Bunkamura

松濤

ノン 円山町店

clubasia

SHIBUYA PLEASURE
PLEASURE

忠犬ハチ公像

渋谷ヒカリ